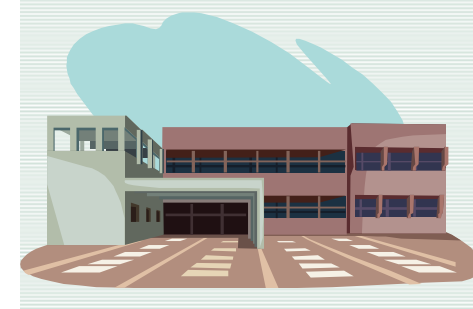


長野市PPP／PFI手法 導入優先的検討方針 の策定について

総務部 行政管理課



1. 優先的検討規程の策定要請と基準の改定

【平成27年12月17日 内閣府・総務省通知】 **多様なPPP/PFI手法の拡大が必要**

要請

人口20万人以上の地方公共団体は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(内閣府)」を踏まえ、平成28年度末までに優先的検討規程を策定すること

H28年度末
で86.2%

【策定の手引(H28.3内閣府)／地域の実情を踏まえ、次の項目が必要】

- ① 対象事業を明確に定めること
- ② ①の事業について、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討することを明記
- ③ 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること
- ④ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること

平成18年度に策定した「長野市PFI導入基準」を全部改正

➡ 「長野市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」を策定

平成29年4月1日から適用

2. 優先的検討の対象となる公共施設整備事業

【対象】

- ◆建築物、プラントの整備等
- ◆利用料金の徴収を行う公共施設整備事業のうち

- 事業費の総額が 10億円以上
- 又は
- 維持管理・運営費等が単年度で 1億円以上

対象

【現行基準】

20億円超

かつ

概ね1億円超

公共施設等の整備等にあたり、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討すること

【対象外】

- 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- 民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ整備事業等(有料道路等を除く)

なお、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

3. PPP／PFIとは

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

	設計・建設	維持管理・運営
公共施設等の整備等 (国の手引で想定している主な手法)	BTO、BOT、BOO、RO方式	
	BT方式	公共施設等運営権事業、O方式
公的不動産の利活用	DBO方式、ESCO	
	民間建設借上方式	指定管理者制度、包括的民間委託
	定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用	

4. PPP／PFIの手法の例

1 公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を伴う方式

(1) PFI手法

BTO方式 Build-Transfer-Operate	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。 ●業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。 <table border="1" data-bbox="725 660 1930 975"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="3">事業契約</td> </tr> <tr> <td>民間の契約主体</td> <td colspan="3">特別目的会社(SPC)が多い</td> </tr> </tbody> </table>		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	○	契約形態	事業契約			民間の契約主体	特別目的会社(SPC)が多い		
	設計	建設	維持管理・運営														
業務範囲	○	○	○														
契約形態	事業契約																
民間の契約主体	特別目的会社(SPC)が多い																
BOT方式 Build-Operate-Transfer	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。 ●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 																
BOO方式 Build-Own-Operate	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。 ●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。 																

4-2. (つづき)

(1) PFI手法(つづき)

BT方式 Build-Transfer	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。 ●業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。
RO方式 Rehabilitate-Operate	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。 ●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。

(2) PFI以外の手法

DBO方式 Design-Build-Operate	<ul style="list-style-type: none"> ●民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する方式。 ●業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。 			
		設計	建設	維持管理・運営
	業務範囲	○	○	○
	契約形態	工事請負契約		事業契約
	民間の契約主体	建設会社又は JV(設計会社と建設会社)		特別目的会社 (SPC)が多い

4 -3. (つづき)

2 公共施設等の維持管理、運営等を行う方式

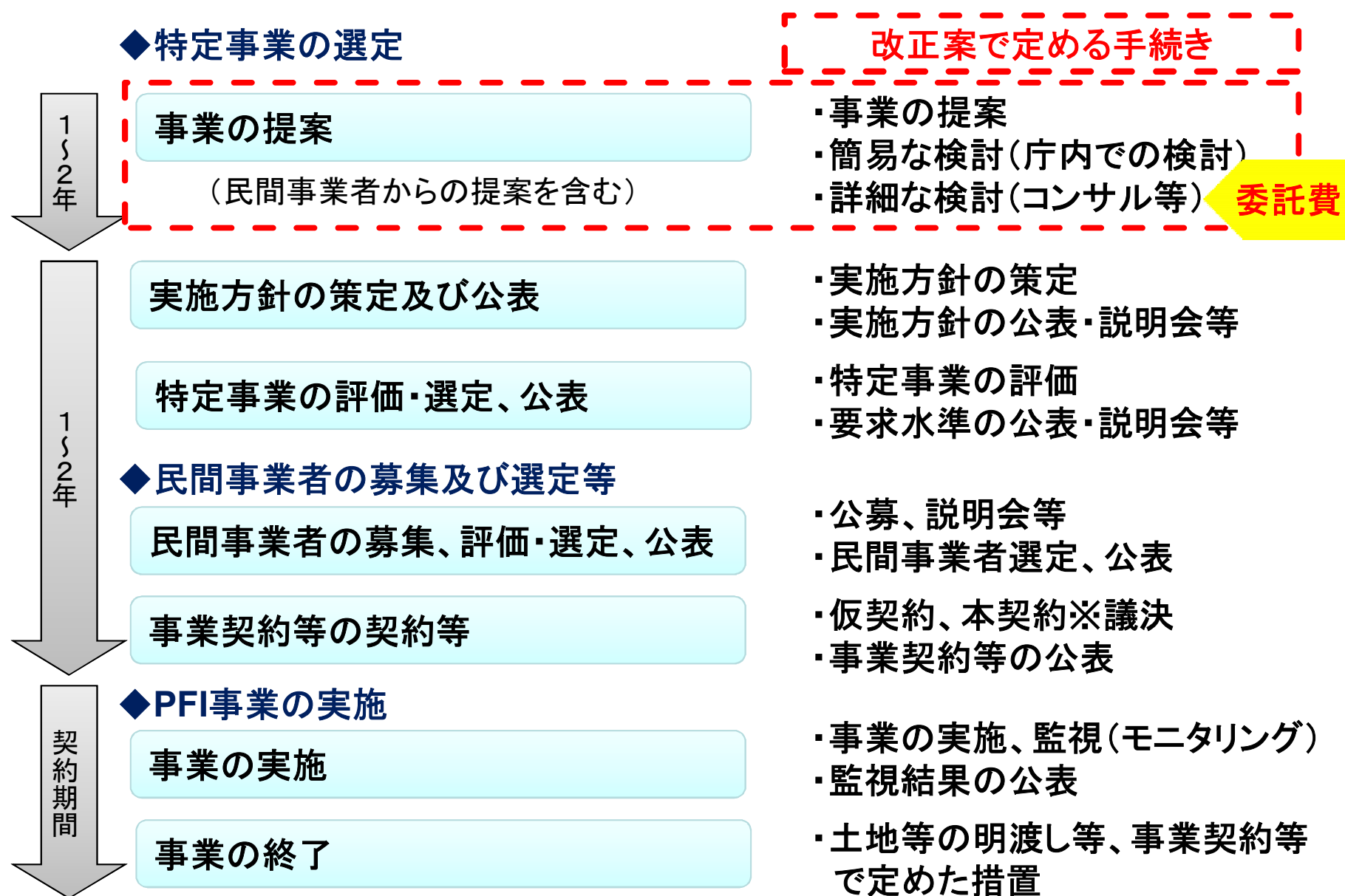
(1) PFI手法

<p>公共施設等 運営事業 (コンセッション)</p>	<p>●利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。</p> <p>・空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅が重点分野として取り組まれています。</p>
<p>○方式 Operate</p>	<p>●民間事業者に公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。</p>

(2) PFI以外の手法

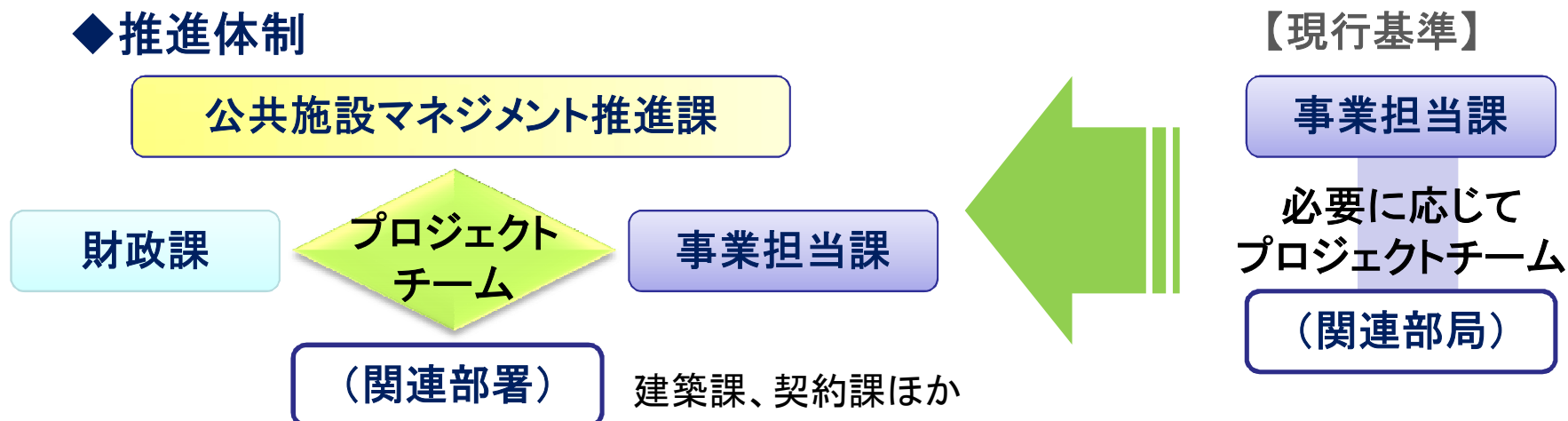
<p>指定管理者制度</p>	<p>●地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。</p> <p>・地方公共団体に限定され、対象施設は「公の施設」に限定されますが、広く採用されています。</p>
<p>包括的民間委託</p>	<p>●(国における主たる想定)公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。</p> <p>・維持管理・運営を長期間包括して性能発注により業務委託し最適な時期・方法で補修等を行うことにより、維持管理費等の削減が期待される施設(プラント等)で採用されています。</p>

5. PFI手法の場合の事業全体の流れ

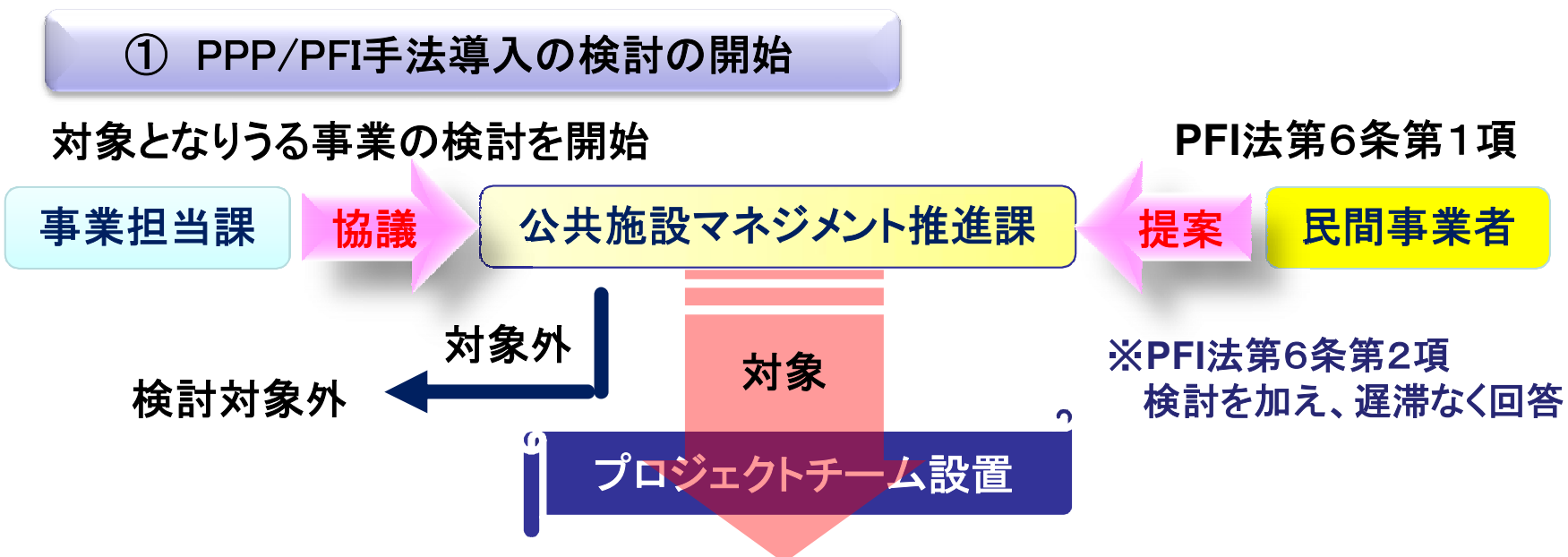


6. 推進体制と検討プロセスの概要

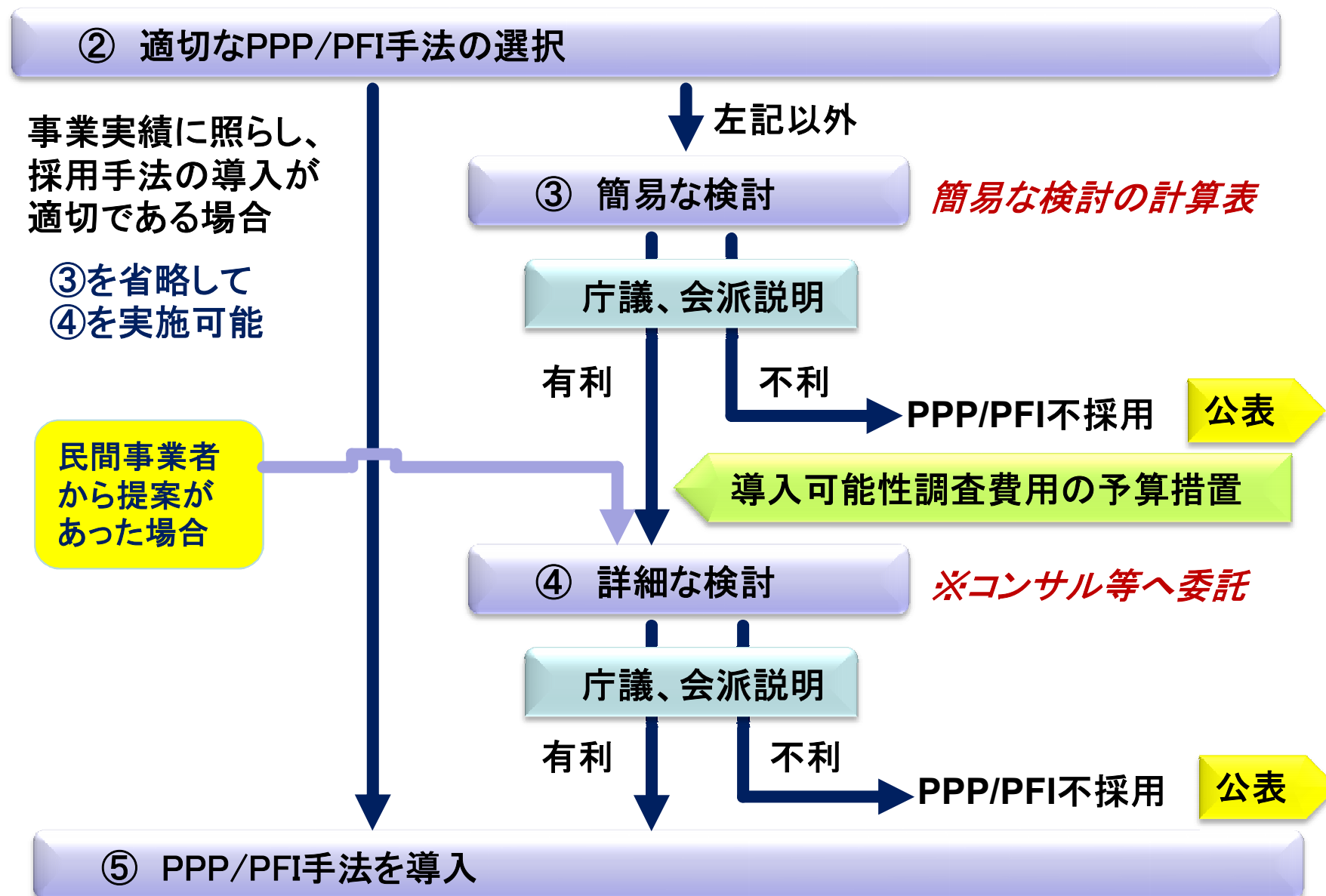
◆推進体制



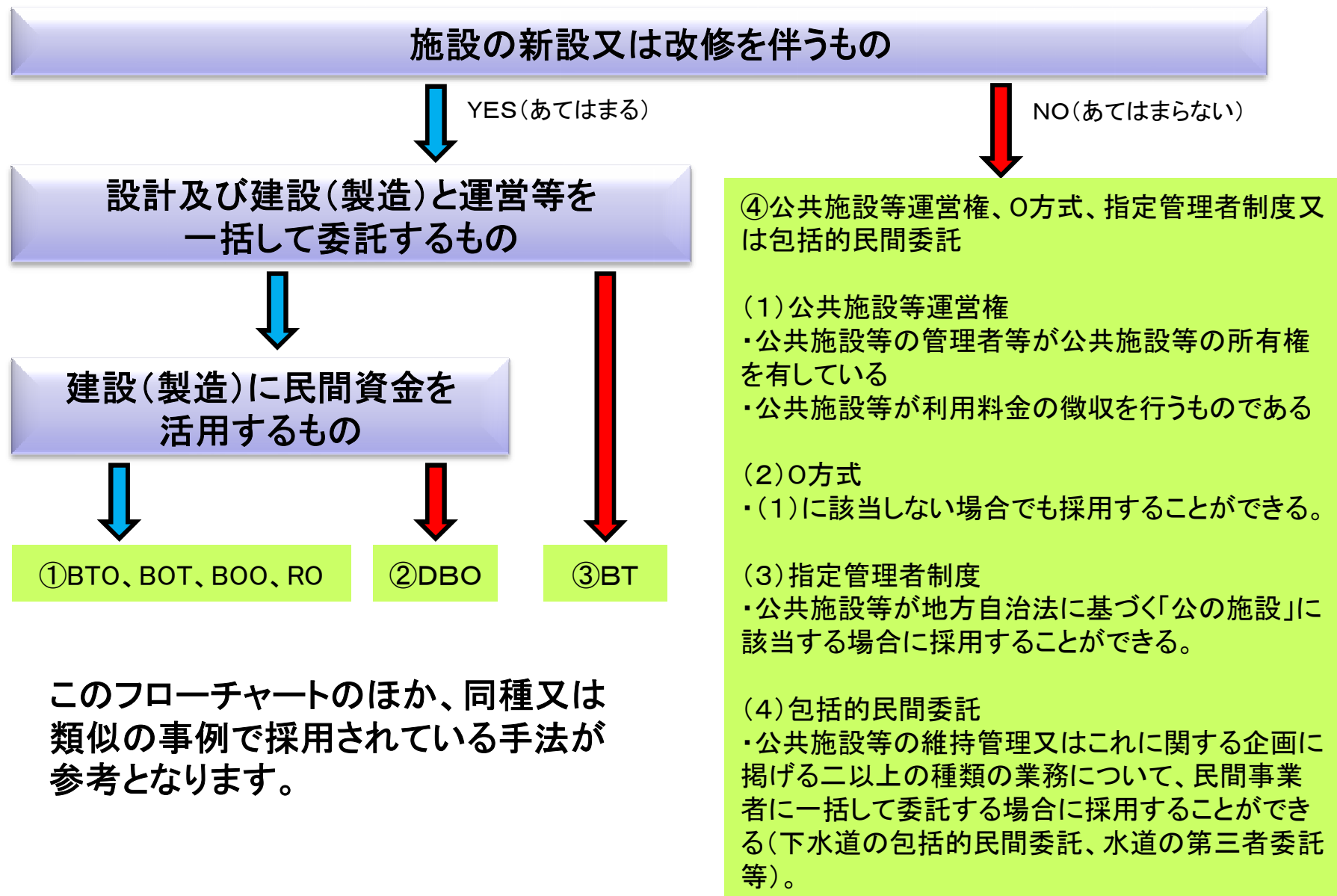
◆検討プロセスの概要



6-2. (つづき)



7. 採用手法の選択(フローチャート)



8. その他

1 PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引

平成29年1月31日 内閣府 民間資金等活用事業推進室 策定

平成29年2月23日 PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の説明会

2 PPP/PFI推進に資する支援

(1)内閣府

- ・優先的検討運営支援
- ・新規案件形成支援
- ・高度専門家による課題検討支援
- ・地域プラットフォーム形成支援事業
- ・PPP/PFI専門家派遣
- ・ワンストップ窓口

(2)国土交通省

- ・先導的官民連携支援事業

国の運用の手引きを参考に、優先的検討方針の運用を図る。
PFI手法の導入については、ガイドラインを策定する。
地域プラットフォームの活用やサウンディング市場調査など「官民対話」の手法を研究する。

9. 国の動向 <参考>

※内閣府 H29.2.7セミナー資料より **13**

(1) 課題

- 厳しい財政状況、人口減少の中で、我が国の生活インフラを効率的に整備・運営していくことが必要。
- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことが必要。

(2) 対応

- 公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要。
- 多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要。



公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討する仕組みを導入**

(3) 目標

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した**各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体（181団体）等の数を2016年度末までに100%**
(経済・財政再生アクション・プログラム（平成27年12月24日経済財政諮問会議）)

PPP/PFI推進の取組

① PPP/PFI推進アクションプラン

- コンセッションを始めとする多様なPPP/PFIを推進するため、旧アクションプラン等を改定した「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日PFI推進会議決定)を策定。
- 新たに、10年間で21兆円の事業規模目標を設定するとともに、コンセッション事業等の重点分野として文教施設及び公営住宅を追加。

② PPP/PFI地域プラットフォーム形成の推進

- 地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体の案件形成を目指した取組を推進
- PPP/PFI地域プラットフォームの形成にモデル的に取り組もうとする地方公共団体を支援するほか、関係省庁等と連携して各地域での形成を支援

③ 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み

- 多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するための指針を決定(平成27年12月15日PFI推進会議決定)
- 各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等に対して、平成28年度中の仕組みの構築を要請(平成27年12月15日及び17日)

9-3. (つづき)

国、地方公共団体の優先的検討規程の策定状況について (H28.9アンケート調査)

策定主体	合計	策定状況							H28年度までの策定見込		
		策定済	策定中	策定予定		策定小計		策定しない			
				H28年度中	H29年度以降						
国	13	0	3	10	0	13	100.0%	0	13	100.0%	
地方公共団体	都道府県	47	2	13	30	2	47	100.0%	0	45	95.7%
	政令市	20	4	6	9	1	20	100.0%	0	19	95.0%
	人口20万人以上の市区	114	4	38	50	22	114	100.0%	0	92	80.7%
	小計	181	10	57	89	25	181	100.0%	0	156	86.2%
	(参考)人口20万未満の市区町村	1,598	8	6	18	129	161	10.1%	1,436	32	2.0%
	合計	1,779	18	63	107	154	342	19.2%	1,436	188	10.6%

○国における今年度末の策定見込 : 100%

○人口20万人以上の地方公共団体における今年度末の策定見込 : 86.2%